

東京圏（第46回）・関西圏（第35回）・福岡市・北九州市（第40回）  
・仙台市（第23回）・愛知県（第21回）・宮城県・熊本県（第1回）  
北海道（第1回）  
国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

---

1. 日時 令和6年12月10日（火）17:20～18:34

2. 場所 中央合同庁舎8号館5階共用A会議室（オンライン開催）

3. 出席

伊東 良孝 内閣府特命担当大臣（地方創生）  
鳩山 二郎 内閣府副大臣  
今井 絵理子 内閣府大臣政務官

<自治体等>

小池 百合子 東京都知事  
（代理：末村 智子 東京都  
スタートアップ・国際金融都市戦略室理事）  
小泉 一成 成田市市長（代理：関根 賢次 成田市副市長）  
吉村 洋文 大阪府知事  
（代理：白波瀬 雅彦 大阪府  
スマートシティ戦略部スマートシティ推進監  
代理：池田 純子 大阪府政策企画部成長戦略局長）  
横山 英幸 大阪市長（代理：岩谷 和代 大阪市経済戦略局理事）  
高島 宗一郎 福岡市長  
武内 和久 北九州市市長  
（代理：木村 亮 北九州市政策局政策部政策部長）  
郡 和子 仙台市長  
大村 秀章 愛知県知事  
（代理：青山 泰司 愛知県政策企画局長）  
村井 嘉浩 宮城県知事  
木村 敬 熊本県知事  
鈴木 直道 北海道知事  
（代理：横山 諭 北海道経済部ゼロカーボン推進局  
GX特区推進担当局長）

秋元 克広 札幌市長

春日井 直樹 株式会社BFAIセミコンダクタソリューションズ 代表取締役

安田 光春 株式会社北洋銀行 取締役会長

兼間 祐二 株式会社北海道銀行 代表取締役頭取

<内閣府>

井上 裕之 内閣府事務次官

<有識者>

中川 雅之 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員  
兼 国家戦略特区ワーキンググループ 座長

大槻 奈那 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

越塚 登 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

落合 孝文 国家戦略特区ワーキンググループ 座長代理

安念 潤司 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

岸 博幸 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

堀 天子 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

堀 真奈美 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

<事務局>

石坂 聡 内閣府地方創生推進事務局 事務局長

河村 直樹 内閣府地方創生推進事務局 局次長

安楽岡 武 内閣府地方創生推進事務局 審議官

水野 正人 内閣府地方創生推進事務局 参事官

4. 議事

- (1) 宮城県・熊本県国家戦略特別区域会議運営規則（案）及び区域計画（案）について
- (2) 北海道国家戦略特別区域会議運営規則（案）及び区域計画（案）について
- (3) その他認定申請を行う区域計画（案）について
- (4) 新たな規制・制度改革提案やその他報告事項について

5. 配布資料

資料1-1 宮城県・熊本県国家戦略特別区域会議（本会議）運営規則（案）

- 資料 1－2 熊本県提出資料
  - 資料 1－3 宮城県提出資料
  - 資料 1－4 宮城県・熊本県 国家戦略特別区域 区域計画（案）
  - 資料 2 東京都提出資料
  - 資料 3 成田市提出資料
  - 資料 4 大阪府提出資料
  - 資料 5 福岡市提出資料
  - 資料 6 北九州市提出資料
  - 資料 7 仙台市提出資料
  - 資料 8 愛知県提出資料
  - 資料 9 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
  - 資料10 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
  - 資料11 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
  - 資料12 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）
  - 資料13－1 北海道国家戦略特別区域会議（本会議）運営規則（案）
  - 資料13－2 北海道提出資料
  - 資料13－3 北海道 国家戦略特別区域 区域計画（案）
  - 参考資料 1 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿
  - 参考資料 2 国家戦略特別区域及び区域方針（抜粋）
  - 参考資料 3 宮城県・熊本県（産業拠点形成連携“絆”特区）のこれまでの経緯等
  - 参考資料 4 北海道（「金融・資産運用特区」）のこれまでの経緯等
  - 参考資料 5 各区域計画の特例措置について
  - 参考資料 6 区域計画に記載する特定事業等の概要
- 

○水野参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより、国家戦略特別区域会議合同会議を開会いたします。

鳩山副大臣、今井政務官に、御出席いただいております。

伊東大臣ですが、御公務の都合で、遅れての御到着予定でございます。

事前に皆様にお知らせしていなかったのですが、本日、諮問会議民間議員の大槻議員にも御出席いただくことになりました。

まず、初めに、鳩山副大臣より、御挨拶を頂戴いたしたいと思います。

○鳩山副大臣 内閣府副大臣の鳩山でございます。

公務の都合により、先ほどお話がありましたが、伊東大臣の到着が遅れているため、代わって私から御挨拶させていただきます。

自治体や各地域から御参加の皆様、特区諮問会議・ワーキンググループの先生方、いつも大変お世話になっております。本日は、御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より国家戦略特区の推進に御尽力いただき、心から感謝申し上げます。

石破内閣では、地方の未来を創り、地方を守る、地方こそ成長の主役との考え方に立ち、地方創生2.0を起動させることを最重要課題の一つとしており、地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進めることとしております。

私自身としても、地域で、働きがい、生きがいを実感しながら、暮らしを続けられる地方を創ることが大事であり、国家戦略特区制度を活用した規制・制度改革はその一翼を担うべきものと考えております。

本日の区域会議は、7区域の合同開催となり、本年6月に国家戦略特区として新たに指定した連携“絆”特区の宮城県・熊本県、北海道の区域計画案や、21の事業に関わる区域計画案について、御審議いただくほか、3自治体から新規の御提案をいただく予定であります。

この区域会議が、地域の実情に応じた規制・制度改革を進める上で、より有意義なものとなるよう、自由に意見交換をいただく機会も設けておりますので、御参加の皆様には、忌憚のない御意見、御質問を含め、闊達な御議論を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、各自治体の会場も含めまして、プレスの皆様には御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○水野参事官 それでは、議事に入ります。

新たに特区として指定を受けた宮城県・熊本県及び北海道、そして、既存区域との合同開催となりますが、議事進行上は、三つのパートに分けて、御審議いただきます。

まず、初めに、宮城県・熊本県です。

第1回の区域会議となりますので、宮城県・熊本県区域会議の運営規則案について、お諮りします。

お手元の資料の資料1-1ですが、会議の公表等について、定めております。

本案について、御異議、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、熊本県と宮城県より、今般の取組や今後に向けた取組の全体像について、御説明いただきます。

まず、熊本県、木村知事、お願いいたします。

○木村知事 熊本県知事の木村敬でございます。よろしくお願い申し上げます。

資料1-2により、熊本県から、説明させていただきます。

まず、本日は、鳩山副大臣、今井政務官、また、中川座長始めとするワーキンググループのメンバーの皆様方、地方創生推進事務局の皆様方、お時間をいただきまして、ありがとうございます。6月に国家戦略特区の指定をいただきまして初めての区域会議参加となります。以前、総務省から内閣府に出向し、特区に携わっていた私としては、本当に感慨深い思いでこの区域会議に参加しております。特区指定を6月にいただきまして、産官学金での期待が非常に高まっております。地元のその期待を受けまして、今回、現在の状況と認定申請する二つの事業について、説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。本県の目指す姿についてでございます。今回のきっかけとなりましたのは、台湾の世界最大手の半導体企業でありますTSMC社の熊本進出でございますけれども、半導体関連産業の進出に伴う諸課題の迅速な解決に向けて、この特区制度を活用して、新生シリコンアイランド九州をつくる、そして、日本の経済安全保障、また、地方創生の先進地域を目指すものでございます。

次の5ページをお願いいたします。最近の熊本の動き、TSMCの日本法人であるJASMにつきましては、第1工場は、今月のうちに量産を開始するなど、順調に進んでおりますし、第2工場につきましても、来年、暦年の第1四半期に工場建設が始まる予定でございます。また、右上ですが、特区関係ではない、デジタル田園都市の関係ではありますが、内閣府地方創生推進事務局から配分いただいている交付金を活用しながら、インフラ整備などにも取り組んでおります。また、下に記載してありますとおり、くまもと版サイエンスパークを私どもは目指しております。半導体企業の集積を踏まえて、ソニーや東京エレクトロンなど、様々な日本企業も巻き込みながら、くまもと版サイエンスパークの実現に向けた検討を進めております。

6ページをお願いいたします。こうした中、熊本県では、企業立地の件数が増えていまして、特に注目すべきは、今、台湾系の企業の進出がこの熊本の地に相次いでいるというところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。そうした中で、熊本県においては、今回の5月のワーキンググループでも多くの委員の皆様方から御意見をいただきました外国人材の動きが、急激に進んでおります。昨年末比で、7.1%、1,800人あまりが増えておりますが、特にいわゆる技人国と言われる技術・人文知識・国際業務の伸び率が9%と高く推移しています。5月のワーキンググループでも、委員の皆様方から、外国人材の生活サポート体制の充実や多文化共生の実現への意見をいただいたところでございますが、それにつきましては、真ん中の右側になりますけれども、県として、新たに外国人材との共生推進本部という県庁の横割り組織を立ち上げました。また、TSMCの日本法人のJASMなどを始め、

民間でも、多文化共生に向けた取組が着実に進んでいるところでございます。

次に8ページでございますが、現在、あらゆる分野で海外との連携が熊本県では進んでいます。例えば、真ん中、左側ですけれども、台湾最大の金融組織であります中国信託フィナンシャルホールディングとの包括連携協定、また、TSMCが熊本大学や熊本県立大学との共同プロジェクトを立ち上げる、さらに、一番下にありますように、商工会議所や工業連合会など、県内の経済団体が台湾の商工団体とMOUを締結し、自主的に商談会などが始まっているという動きがございます。

次、9ページをお願いいたします。そこで、今回の特区の肝となります。区域計画の認定申請の一つ目でございます。今年、本県からの提案によりまして制度改正を実現していただきました在留資格審査の迅速化に関する、外国人エンジニアの受入れ・就労促進でございます。内閣府、入管庁において9月に特例措置をいただいたことから、早速、活用させていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、本県への企業立地、台湾企業の進出が相次ぐ中、こういう形でエンジニアの在留資格を迅速化することに関して、既に問合せをたくさんいただいております。認定された場合、すぐに対応・運用を開始したいと思っております。

次をお願いいたします。10ページは、もう1点の提案でございます。今回の区域認定申請の二つ目であります近未来技術実証ワンストップセンターの設置でございます。自動運転、ドローン、AI・IoTなど、半導体を実際に使う産業を日本の国内に作っていかねばいけません。半導体を作るのではなく、半導体を使った産業を作っていく、そのために、こうした実証事業に必要な関係機関との調整をワンストップで行うセンターを本県に設置するものでございます。これからの近未来技術の早期実装の拠点、それが半導体企業TSMCを誘致したことの意義をさらに増すわけでございまして、区域計画の認定をお願いしたいと思っております。

最後です。11ページ、今後の取組について、引き続き、県全体で半導体を中心にした産業拠点形成を進めていくわけですけれども、その中で、新しい半導体を使った産業を作っていくために、幅広い分野で、特区に関して、既存のメニューを活用すること、また、新たな規制改革の提案を行いたいと思っております。市町村、事業者、大学、経済界との意見交換を行っているところでございます。オール熊本で、こうした規制改革を取り込んだ形での経済再生・地方創生を進めまして、世界に挑戦していく県「くまもと新時代」を実現していきたいと思っております。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、宮城県、村井知事、よろしくをお願いいたします。

○村井知事 宮城県知事の村井でございます。

本日は、私から「半導体産業の拠点形成に向けた取組の現状と今後の方針」と題しまして、説明をさせていただきます。資料1-3を御覧ください。

まず、1ページです。御覧のように、東北全体で企業誘致や機運醸成に取り組んできた成果として、東北地方には数多くの半導体関連企業が立地しております。このように多くの企業が立地している我が県において、更なる半導体生産の拠点化に向け、大規模な製造工場の誘致に取り組んでおります。それが実現した場合、その工場だけではなく、関連する多くの企業において人材が不足することが懸念されていることから、今回、外国人材の受入環境整備を含め、連携“絆”特区として認定をいただいたことに感謝を申し上げます。

2ページを御覧ください。今後も持続的な市場の成長が見込まれます半導体産業は、我が県経済の更なる発展に欠かすことのできない重要な産業であるため、我が国における半導体生産の重要拠点を担うことを目指し、拠点形成に向けた県の基本的な取組方針をみやぎ半導体産業振興ビジョンとして取りまとめることといたしました。ビジョンでは、これまでの誘致活動で培った知見等も生かしながら、大規模事業用地の確保、半導体人材の育成・確保、半導体分野への参入促進・取引創出といった我が県の優位性をさらに高める取組を推進し、生産拠点の柱となる半導体メーカーの戦略的誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

3ページを御覧ください。取組の方針として、我が県では、半導体生産の重要拠点の形成に向けて、誘致活動と連動した我が県の立地ポテンシャル向上、拠点の柱となる半導体工場の誘致、半導体エコシステムの構築という三つの段階に分けて、必要な基盤整備等に取り組んでいくこととしております。

4ページを御覧ください。続いて、併せて区域方針上の課題である外国人材の受入環境整備に係る取組について、御説明申し上げます。県内の在留外国人数・外国人労働者数ともに増加傾向にある中、我が県が、半導体産業の誘致など、新たな産業集積を目指す上で、今後、外国人材の活躍は、社会活動の維持・地域活性化の観点からも、益々重要になるものと考えており、外国人材の県内就職など、受入促進に向けた取組を積極的に展開してまいります。

5ページを御覧ください。以上を踏まえまして、我が県としては、引き続き、半導体関連産業の誘致を目指すとともに、外国人材の受入環境整備を進めてまいります。具体的には、幅広い取組において特区を活用し、外国人エンジニアビザ就労促進事業の実施を引き続き検討するとともに、その他、既存の規制改革メニューや当初提案させていただいた職業能力開発校における留学生の受入れ及び適切な在留資格審査の取得など、新規提案についても取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。よろしく願いいたします。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、本区域計画案について、事務局から、御説明いたします。

○安楽岡審議官 特区担当の審議官の安楽岡です。何とぞよろしくお願ひいたします。

19ページ、資料1－4別紙を御覧ください。宮城・熊本の両県が特例を活用する具体的な区域計画について、区域会議として、初めて、総理大臣認定の申請をする案となります。区域計画には特区法8条で規定された事項を記載することになっており、まず、1. 区域の名称は、「宮城県・熊本県 産業拠点形成連携“絆”特区」としています。続いて、2. 特定事業には、先ほど御説明がありました外国人エンジニアに関する特例を盛り込みます。本特例は、昨年福岡市の御提案でITエンジニアを対象に創設されたものですが、今般、熊本・宮城両県からの御提案を踏まえ、対象業種に新たに半導体関連産業が追加となっています。3. 区域に及ぼす経済的・社会的効果を記載しています。4. 規制以外の措置として、近未来技術実証ワンストップセンターの設置を盛り込んでいます。

なお、今回より、89ページ、参考資料5として、各区域で活用される特例メニューの一覧表を作成しています。下線を引いてある部分が今回の区域会議で追加・変更予定のメニューです。

また、区域計画記載の各特例メニューの概要は、91ページ以降の参考資料6も併せて御参照ください。

説明は、以上となります。

(伊東大臣入室)

○水野参事官 ありがとうございます。

ちょうど今、伊東大臣が御到着をされました。

大臣から、一言、いただいてもよろしいでしょうか。

○伊東大臣 皆さん、こんばんは。地方創生担当大臣を拝命しております、衆議院議員の伊東良孝と申します。

今日、予算委員会が国会のほうでございまして、少し前までかかってしまったものから、遅くなりまして、大変申し訳なく思う次第でございます。

先生方には、もう本当に大変忙しい中、当会議にいつも御出席いただき、また、貴重な御意見いただいておりますこと、心から厚く御礼申し上げます。

石破内閣では、新しい地方経済・生活環境創生本部を立ち上げまして、地方創生2.0の実現に向けた議論を開始したところであります。特区制度につきましても、地方の声をしっかりと聞きし、地域の取組を応援していく重要な仕組みとして、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

是非闊達な御議論をいただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ですけれども、冒頭の挨拶でございますので、どうぞお許しいただきたいと思いま

す。

今日は、どうぞよろしく申し上げます。

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、自由討議に移りたいと思います。

会場で御出席の方は挙手を、そして、オンラインの方は挙手機能を使いまして、御質問、御発言をお願いいたします。なお、時間に限りがございますので、簡潔にお願いできればと思います。また、御回答は、コメント、御質問をいただいた後、一括でお願いしたいと思っておりますので、まずは、御質問、御発言のある方、挙手をお願いできればと存じます。

それでは、中川委員、落合委員の順で、お願いいたします。

○中川議員 熊本県様、宮城県様、御発表をありがとうございます。

お二方に質問でございますけれども、両県とも、連携“絆”特区の指定につきましては、外国資本の半導体生産拠点の県内への誘致をきっかけにしていると理解しております。熊本県様におかれましては、半導体工場が生産を開始しそうで、さらには関連企業につきましても台湾の企業をどんどん誘致しているということで、予想以上に様々な立地が進んでいるという御報告をいただきまして、大変うれしく思っております。予想以上ということもありまして、例えば、外国人の方の教育環境とか、そういった関連の規制改革も、今後、積極的に進めていくことが必要だと私は考えましたけれども、それにつきまして、御予定とかがあれば、お伺いできればと思います。

宮城県様におかれましては、例えば、PSMCが思惑通りに立地することにはなっておりますけれども、知事から、産業ビジョンに関する策定をする、融資活動を積極的に進めていくという、本当に力強いお言葉をいただきまして、私としては、安心しております。そういった誘致に向けまして、例えば、国家戦略特区の指定もその準備の一つでございますけれども、例えば、工業団地の整備など、そういった準備を進めてきたと思います。立地予定だった工業団地などにつきましては、宮城県の活性化という観点からは、間髪入れずにそれを活用していくというスタンスが必要かと思っておりますけれども、そういった御予定につきまして、もしもございましたら、お答えいただければ、大変ありがたく存じます。

私からは、以上でございます。

○水野参事官 ありがとうございます。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうも御説明をありがとうございます。

それぞれ、熊本県・宮城県、ともにお取組を進めていただいております、ありがとうございます。

私も、それぞれに、御質問させていただきたいと思っております。

まず、熊本県で今回御申請いただいた内容が、ビザの点もございまして、指定までの間

にも議論させていただいていたことではございましたが、追加して、近未来技術実証ワンストップセンターについても申請をいただいていると思っております。自動運転、ドローン、AI・IoTといったところで、特に、移動であったり、人流であったり、物流であったり、これから人が集まってくる中で、そういったところにも課題があるのかなとも思いました。実際にこういったワンストップセンターを使っていただきながら、さらに課題解決につながるような課題をさらに特定していったら、規制改革の提案もしていただきたいと思いますところではございますが、こういった移動や今回のワンストップセンターをされていく中で、こういう部分にさらに広がってくるのではないかとされているところがありましたら、是非お伺いしたいということが、熊本県様のほうへの質問です。

宮城県でも、取組を進めていただいております。先ほど中川委員からPSMCの点は御説明がございましたが、一方で、13ページで示していただいているように、半導体産業自体が東北地方に集積している中で、中心的な場所になっていくことを宮城県としてお考えいただいているということと思っております。そういった意味では、中川委員の御質問とも重なるところはございますが、こういった工場や産業誘致に関しては、特区の中でも、人材の点は最近特に人気ではございますが、それ以外の工業用地の整備や物流といった点から規制改革の提案をいただくことも出てきていると思っております。そういった点で、また、工場が集積してくる中で、こういった点はまた色々と見えてくるのではないかと思ひまして、何らかのご想定がありましたら、教えていただければと思ひました。

以上でございます。

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、お時間の関係もございますので、まずは、熊本県、木村知事、お願いいたします。

○木村知事 熊本県でございます。

今、中川委員、落合委員から、それぞれいただきました点につきまして、御回答申し上げます。1点目の、中川委員からいただいた外国人の教育環境については、これからどんどん広がっていくと思います。今は、既存の学校、いわゆる、公立学校、私立学校、専修学校、各種学校等の枠組みの中で、外国人子女の受入れなどをやってきました。また、これから、熊本大学では、日本のいわゆる学習指導要領を英語で教育するという、新しいスタイルのものを2年後に開校することになっています。そうした中で、教員の教えられる範囲とか、多分、これから色々な課題が出てくると思いますので、特区を使うという意識により、そこに新しいアプローチが出てくるのではないかと考えています。これからだと思っております。あと、中華学校を作りたいという話も出てきていますので、そうした中で、規制問題が出ていないかというのは、これから検討していこうと思っております。

2点目、落合委員からいただきましたワンストップセンターの今後の活用については、

ドローン、自動走行よりも、AI・IoTの分野が先んじるのだと思っています。今、例えば、内閣府の地方大学交付金を使って、熊本大学と県内の企業のコラボレーションで、色々な技術開発が進んできております。そうした中で、様々な通信等を使った中での規制改革の動きが出てくると思っていますので、そうした分野、方向で、キーは大学だと思っていまして、そこを中心に、色々な規制緩和・規制改革の動きが出ないかと思っております。

○水野参事官 ありがとうございます。

宮城県、村井知事、お願いいたします。

○村井知事 中川委員、落合委員、ありがとうございました。

まず、中川委員からは、今後誘致活動を続けていく中で、この特区をどのようにして活かしていけるのかということでございます。今回、PSMCは残念ながら撤退いたしましたけれども、31の自治体の中で宮城県が選ばれたということで、おかげさまで、現在、色々なところから問合せが来るような状況になっております。いずれにしても、人材の確保がしやすくなるということになりますと、誘致にはずみがつくことは間違いないだろうと思っておりますので、是非ともお認めいただきたいと思いますと考えております。落合委員からは、今回のこの特区だけではなく、ほかの色々な規制緩和等、工場を誘致する際に必要になってくるのでしょうかという御質問かと思えます。外資系の企業は、当然、自分の国のルールをベースに色々交渉してまいりますので、そういった意味では、今後、大きな工業団地が必要になってきたときに、色々規制を緩和していただくようなことが出てくるかもしれません。現在のところ、PSMCではそのような話は出ておりませんでした。今後、そのようなことが出てくるかもしれません。

その際には、また御相談申し上げたいと思えます。

私からは、以上でございます。ありがとうございました。

○水野参事官 それでは、大変恐縮ではございますが、お時間の関係がございまして、自由討議はここまでとさせていただきます。

活発な御議論をありがとうございました。

審議いただきました区域計画案でございますが、本日の区域会議で決定いたしまして、総理認定に向けた手続を進めたく存じますが、御異議はございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、次のパートに移りたいと思えます。

続きまして、今回御出席の皆様の北海道区域以外の区域の御審議に移りたいと思えます。

まず、東京都、末村理事、お願いいたします。

○末村理事 大変お世話になっております。東京都でございます。

それでは、資料2の東京都の提出資料で御説明させていただきたいと思えます。

22ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは、金融・資産運用特区実現パッケージでも既にお示しいただいております、創業時の英語手続の拡充についてでございます。東京開業ワンストップセンターで行う行政手続のうち、定款認証、法人設立登記について、国と調整を進めまして、来年2月以降、英語による申請受付を開始いたします。この拡充によりまして、同センターでは、法人設立や事業開始時に必要な一連の行政手続を、英語のワンストップで行うことが可能となります。

続きまして、23ページでございます。東京テレワーク推進センターの事業終了についてでございます。平成29年の同センターの設置をはじめ、都はテレワークの導入・定着を強力に推進してきておりまして、設置時と比較いたしまして、都内企業のテレワーク導入率は約10倍となっております。ワンストップで多くの方に情報・相談を提供する拠点としての当初の目的を達成いたしましたため、同センターを令和6年度末で終了しまして、今後は仕事の内容に合わせて、社内外のふさわしい場所を選択できる働き方、いわゆるABWの推進や、導入が難しい職場への重点的な支援など、新たなアプローチで取組を進めてまいります。

24ページを御覧ください。家事支援外国人受入事業の計画変更についてでございます。家事支援活動を行う外国人のため、現行、受入企業が東京都及び神奈川県に住居を確保することとされておりますが、この区域に埼玉県を加える変更を行います。

続きまして、規制改革の新規提案でございます。25ページでございます。温室効果ガスの排出抑制に資する燃料電池の普及促進に向けた提案でございます。業務用燃料電池のドレン排水は、現在、汚水扱いとされておりますけれども、家庭用と同様、一定の条件を満たす業務用燃料電池のドレン排水につきましては、雨水として排出することを可能とする規制緩和を提案させていただきます。

東京都からは、以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、成田市、関根副市長、お願いいたします。

○関根副市長 成田市の関根でございます。

27ページを御覧ください。

今回御提案申し上げますのは、日本語学校に在籍する海外の大学を卒業した外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例でございます。本特例は、日本語学校が直近3年連続で在籍管理を適切に行っている場合に対象とする要件を緩和し、直近1年間において、在籍管理を適切に行っている場合であれば、優良学生については、卒業後の最大1年間、就職活動継続のための在留を認めるものです。本特例の活用により、日本の空の表玄関である成田空港を擁する成田市において、日本語能力を身に付けた留学生の就職を

促進し、空港を核とした国際航空物流拠点などにおける人材確保につながるとともに、優良な留学生の受入れに寄与することで、国際競争力の強化が図られるものと考えております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、大阪府池田局長、お願いいたします。

○池田局長 大阪府の池田でございます。

資料4を御覧ください。行政手続の英語対応についてでございます。

本手続は、金融・資産運用特区実現パッケージにおいて認められました提案項目となっております。現在、外国企業が日本で起業する場合に必要な法人設立登記・定款認証は、日本語での申請が前提となっており、日本進出のハードルとなっております。今後、2月以降を目途に、これらの申請手続について、大阪市内におきましては、英語で完結できるよう、大阪府・市が設置しております国際金融ワンストップサポートセンター大阪におきまして、法務省から提供されるツールを活用した支援を行ってまいります。これにより、大阪市内に外国企業の新規参入が促進されることを期待しております。

どうぞよろしく願いいたします。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、福岡市、高島市長、お願いいたします。

○高島市長 福岡市でございます。

資料5を御覧ください。今回、新規提案が2件、認定申請が4件ございます。

まずは、防災に関する規制緩和の提案です。テントなどを収納する防災備蓄倉庫を設置するときに、書類の作成や現地の検査などが必要な建築確認の手続に時間を要しております。小物の物入れサイズまではこの手続は不要ですが、防災備蓄品はこのサイズの物置では収納できず、速やかに設置することができません。そこで、一定の要件の下、床面積が10㎡程度までの防災備蓄倉庫を迅速に設置できるよう、建築確認の要件を緩和することを提案いたします。ちなみに、今回特区の会議で言っていますが、石破内閣も防災に注力されているので、これは特区のエリアだけではなく、速やかに全国適用されることも期待するものでございます。

次に、循環型社会システムの構築に向けた規制緩和提案です。農作物づくりに生ごみの堆肥などの食品廃棄物から作られた肥料の活用を進める食品リサイクルループ制度がございます。生ごみ堆肥の需要は、例えば、福岡市のような市内の農地では限られるので、都市部ではコミュニティガーデンでの利用が進んでいます。ただ、現在の制度では、コミュニティガーデンで生ごみの堆肥を活用したとしても、食品リサイクルループに認定されま

せん。そこで、コミュニティガーデンについても、食品リサイクルループに認定できるように提案いたします。

次に、スタートアップ法人減税について、2社の計画認定を申請いたします。両社ともに、スタートアップビザを使って、福岡市で創業しました。1社目は、専門知識や技術がなくても、誰でも簡単にIoT製品がつくれるというサービスを開発しています。2社目は、メーカーの異なる医療機器でデータを一元管理し、リアルタイムで監視することができるシステムの開発をしております。これらの革新的な事業は、日本の国際競争力の強化に寄与するものと考えておりまして、今後も、税制面からも、新しい価値の創造にチャレンジする企業を支援してまいります。

最後に、国家公務員の退職手当の特例、エンジニアビザの対象分野の追加、法人設立手続における英語対応の特例について、新たに事業者や関係者との調整が整いましたので、計画認定を申請いたします。

福岡市からは、以上です。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、北九州市、木村部長、お願いいたします。

○木村部長 北九州市の木村と申します。どうぞよろしく申し上げます。

資料、36ページを御覧ください。今回は、規制の特例措置、外国人エンジニア就労促進事業について、区域計画の認定を申請いたします。北九州市は、新たな基本計画・基本構想において「稼げるまち」の実現を掲げ、ものづくりやIT関連、半導体関連の中小企業やスタートアップ企業の支援に注力をしているところでございます。本規定の特例措置を活用することにより、深刻化する労働力不足のニーズに対し、優秀な外国人材の計画的な確保を図ることが可能となり、将来の経済成長を力強く牽引する未来産業の振興に大きく寄与することを期待しております。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、仙台市、郡市長、お願いいたします。

○郡市長 郡でございます。

資料7でございます。早速、説明させていただきます。

本市では、平成27年8月に、女性活躍・社会企業の改革拠点として、国家戦略特区の指定を受けて以降、産学官金言連携のプラットフォームでもある仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会を通じた先端サービスの創出や規制改革の提案に取り組んでまいりました。本年11月には、東北大学が国内初の国際卓越研究大学に認定され、世界に伍する研究大学として、仙台、東北から、我が国のイノベーションをリードしていくことが期待されるとともに、海外研究者や留学生など、高度外国人材の増加や関連企業の集積を見据え

た対応が必要となっています。国際卓越研究大学認定を受けて、スマートフロンティア協議会内に国際卓越ワーキンググループを創設するなど、国際的に開かれた「ダイバーシティまちづくり」をより一層進めることとしておりまして、本日は、それに関連した規制改革の提案を、2点、お願いいたします。説明させていただきます。

1点目でございますけれども、D to P with N型のオンライン診療の推進に向けた、診療報酬の改定でございます。本市では、看護師が登場した診療カーを患者の元に派遣し、遠隔で医師の診療を行うD to P with N型のオンライン診療を実施しております。より質の高いオンライン診療のために、看護師が同行することは非常に有効な取組であると考えますが、一方で、訪問する看護師への遠隔診療補助加算は僻地に限定をされています。僻地に該当はしないものの、人口減少や医師の偏在が顕著な地域がたくさんございまして、仙台市もその一つでございます。僻地に該当しない地域においても同様の算定を認めていただくことで、本市のオンライン診療の取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございます。高度外国人材の活躍促進に向けた、在留資格の特例についての御提案でございます。先ほど御説明いたしましたとおり、東北大学が国際卓越研究大学に認定されたことを受けまして、世界トップクラスの研究者の獲得のため、現行の在留資格制度に比べて強力なインセンティブを設けることが重要と考えております。そこで、国際卓越研究大学の留学生、または、研究者に帯同して来日する配偶者等がフルタイム勤務しやすい柔軟な運用と同大学での研究従事または卒業を要件とした高度人材ポイントの加算措置を御提案させていただき、高度外国人材が活躍しやすいビジネス環境の構築に取り組むことで、イノベーション創出の加速化を図ってまいりたいと考えております。

私からの御説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、愛知県、青山局長、お願いいたします。

○青山局長 愛知県でございます。

資料8の2ページ目を御覧ください。

今回の認定申請は、半導体検査工程革新AIシステム研究・開発事業を行います、株式会社BFAIセミコンダクタソリューションズに対し、利子補給金の活用を求めるものです。同社の事業は、半導体製造の検査工程にAIを活用することで、半導体の安定供給に寄与するものです。本県は、こうした取組を後押しし、産業の国際競争力の強化及び地域経済の活性化を図ってまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、株式会社BFAIセミコンダクタソリューションズ、春日井代表取締役より、お願いいたします。

○春日井代表取締役 はじめまして。株式会社BFAIセミコンダクタソリューションズの春日井と申します。

弊社は、革新的な人工知能技術を創出し、半導体産業の持続的な発展に役立つことで社会に貢献する愛知県発のスタートアップ企業です。半導体製造における人工知能技術により、半導体の生産速度及び品質の向上を図ることで、半導体産業の国際競争力の強化に貢献してまいりたいと思います。

今回は、このような会議に出席させていただきまして、ありがとうございます。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、本区域計画変更案につきまして、事務局から、説明いたします。

○安楽岡審議官 まず、関東圏です。

44ページ、資料9、別紙を御覧ください。(13)家事支援外国人受入事業に関する変更です。東京都において外国人家事支援人材が居住できる区域に埼玉県を追加するほか、既に一体的に事業をしている東京都と神奈川県において相互に居住できることを注記し、併せて、千葉市について、法令用語の修正を行います。なお、本変更案については、神奈川県、千葉市からも同意を得ています。

続いて、(32)会社設立手続の英語対応ですけれども、これは金融・資産運用特区の対象地域である、東京都・大阪府・福岡市・北海道の御提案により特例措置化されたもので、会社設立に必要な商業登記・定款認証の申請手続を英語で完結できるようにするものです。今回4区域で全国初の活用となります。

続いて、(33)海外大学卒業外国人留学生に関する特例です。本特例は、北九州市の御提案で、本年3月に創設されたものですが、新たに成田市を実施区域として位置付けます。

続いて、4(4)東京テレワーク推進センターです。令和7年3月末の同センター廃止を踏まえ、当該事項を削除するものです。

続いて、51ページ、大阪府ですけれども、同様に会社設立手続の英語対応を行います。

続いて、54ページ、福岡市・北九州市です。資料11別紙を御参照ください。(6)は、国家公務員がスタートアップに転職する際の退職手当の特例ですけれども、福岡市から御説明のあった2社を追加いたします。

続いて、(13)は、スタートアップ向けの課税所得控除の特例で、御説明のあった2社を計画に追加いたします。

(17)は、熊本県で御説明した外国人エンジニアに関する特例で、北九州市の実施区域に追加するとともに、半導体産業人材を対象に追加します。

(19)は、同様に、会社設立手続の英語対応を追加するものです。

続いて、63ページ、資料12別紙を御覧ください。愛知県です。先ほどお話しいただきました株式会社BFAIセミコンダクタソリューションズを、利子補給金の対象に追加します。

説明は、以上です。

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、自由討議に移ります。御質問等のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。オンラインの方も含めて、よろしいでしょうか。

それでは、落合委員、お願いいたします。

○落合座長代理 それぞれ御説明ありがとうございます。

私から2点ほど、お伺いしたいと思います。

全体としては、金融・資産運用特区の関係で整備された英語手続といったところは、関係自治体で広く使っていただいているとはありがたいと思っております。

福岡市にまずお聞きしたいことが、1点目の災害対応の点についてです。特に高島市長から力を入れて御説明いただいたように思っております。どういったサイズをお考えになっているのかや、一定の範囲であれば安全性についても問題ないのではないかとお考えのところがあるのではないかと思いますので、少しお伺いできればと思いました。

また、仙台市のほうから御提案いただいた内容、D to P with Nのオンライン診療については非常に重要な点だと思っております。いわゆるD to P型のものよりも、より現地で、高齢の方にとっても自分で色々な操作をしなくてもいいし、本人を現に見ながら働きかけや検査もできるということで非常によい手法ではあります。しかし、医療法改正議論との関係でオンライン診療の法制化を進めていく中で、D to P with Nがやりにくくなるのではないかという議論もある中です。逆にこういうD to P with Nの診療報酬を増やしていく議論を出していただいていることは、非常に素晴らしいことと思っております。特にどういった診療科や、あと私は仙台出身なのですが、どの辺で実際に実施されようとしているのかといった辺りをお伺いできればと思いました。

私からは以上です。

○水野参事官 ありがとうございます。

そのほか御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、まず福岡市、高島市長からお願いできますでしょうか。

○高島市長 高島です。お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、防災倉庫について、どれぐらいのサイズを想定しているのかという御質問でございますが、床面積が10㎡程度の大きさのものを想定しています。理由は2点あります。

1点目として、例えばホームセンターなどで販売されているサイズで、ある程度の備蓄品が入る大きさの倉庫が10㎡ということですので。これから、国の政策も含めて防災について

は更に力を入れていくと思います。各自治体、こういった市販されている倉庫を購入する際に、想定されるのが10㎡ということですので。

2点目として、都心以外では既に10㎡までの大きさであれば建築確認は不要となっており、規制されているのが都心だけ、という現状があります。そのため、10㎡とすることで、規制している国土交通省側も、既に都心以外では10㎡までであればオーケーとしているので、理屈を付けやすいのではないかとということです。特区も10年目になりますと、省庁として規制緩和をする理屈まで考えて提案をするという、ベテランの技でございます。

以上です。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、仙台市、郡市長、お願いいたします。

○郡市長 ありがとうございます。御質問いただきました。

D to P with Nの診療科の稼働ですけれども、仙台も中山間地を中心に走らせているところです。現在、内科の慢性の患者に対して、看護師が乗り込んで、そして離れた医者との交信によって診察をしていただいているということです。聴診器を当てる、そしてその音をモニターしてもらうということ、この作業も看護師がいることによって正確に行うことができますし、また何よりも、患者にとっても、そして診療する側の医師にとっても、それぞれ安心感が高まっているということで、大変効果が大きいものと、この間の実証を見ながら感じているところでございます。そういう意味では、是非N、ナースを加えた形で診療報酬の加算についてお考えいただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、大変恐縮ではございますが、自由討議はここまでとさせていただきます。

御審議いただきました区域計画案でございますが、本日の区域会議で決定をし、総理認定に向けた手続を進めたく存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、最後、北海道パートに移りたいと思います。

北海道は今回が第1回の区域会議となりますので、まず区域会議の運営規則(案)についてお話ししたいと思います。先ほどと同じように資料13-1でございます。何か御異議ございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、続きまして、今般の取組や今後に向けた取組の全体像につきまして御説明をいただきたいと思えます。北海道、横山局長、お願いできますでしょうか。

○横山局長 北海道でございます。

それでは、本年6月に認定いただきました北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」の概要と、区域計画に記載する特定事業につきまして御説明申し上げます。

68ページを御覧ください。

まず、これまでの経緯でございます。昨年4月の脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言の発表、6月にはTeam Sapporo-Hokkaidoの設立といったGX推進体制の構築、今年、札幌市と共同で提案いたしました北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」は金融・資産運用特区の対象地域に決定していただき、また、国家戦略特区に指定いただいたところでございます。

その後、国におかれましては、新たな地方創生施策でございます地方創生2.0の展開やGXの産業立地や産業構造等を総合的に検討するGX2040ビジョンの策定を進めていると承知してございます。

北海道・札幌市は、GXと金融を掛け合わせた新しい地方創生という点でも、また、GX2040ビジョンで打ち出される再エネ供給地への産業立地という点でも、全国で随一の可能性を持っている地域でございまして、国の取組にも貢献できると認識してございます。

5月のハイレベルワーキングの際、安念委員から、エネルギー供給地への産業集積というお話がございました。北海道でも大事な視点と承知してございまして、しっかりとやっていきたいと知事から申し上げたところでございます。

先日は、知事から経産大臣にGX2040ビジョンでの取扱いや、次世代半導体産業やAIの支援などを国の方針で不可逆的なものとして位置付けていただきたいという提案をしたところでございまして、これが実現した場合は、この「GX金融・資産運用特区」のプレゼンスも益々大きくなるものと考えてございます。

次に69ページを御覧ください。

北海道で胎動する主なGXプロジェクトでございますが、現在、北海道が有する国内随一の再エネポテンシャルを背景といたしまして、多くのGXプロジェクトが既に動き始めております。例えば洋上風力発電関連産業や次世代半導体製造を目指すRapidus社、データセンターなど、今後、数兆円規模の投資が想定されてございます。

この中でも、特に先日閣議決定された経済対策案におかれましては、AI・半導体産業の技術開発等への支援といたしまして、7年間に10兆円以上の公的支援を想定し、次世代半導体量産のための法制上の措置などを実施するAI・半導体産業基盤強化フレームを策定することが打ち出されてございます。北海道といたしましても、再エネを活用するAIデータ

センターや半導体産業の集積に向けた取組を進めまして、北海道全域での経済効果を生み出していく考えでございます。

続きまして、70ページ目を御覧ください。

北海道の再エネポテンシャルを生かし、再エネを活用する企業の誘致、産業を道内に集積させることで、北海道と札幌市は道内に40兆円の投資を呼び込むことを目指しております。そのためにはGX産業の振興と金融機能の強化といった取組が効果的に連携することが重要であり、今後、国家戦略特区の枠組みを活用したビジネス環境の整備などによりまして、これらの取組を加速させていきたいと考えてございます。

続きまして、71ページ目を御覧ください。

目指す姿についての御説明でございます。地球温暖化の進行やエネルギー安全保障の重要性の高まり、またDXやAIの普及等による電力需要の増加によりまして、GXが産業成長力を左右する時代になったと承知してございます。

このような中、北海道の再エネポテンシャルを生かし、日本の再生可能エネルギーの供給と活用の拠点化を図り、GXに関する情報・人材・資金の集まるアジア・世界の金融センターを目指し、最終的に脱炭素への対応とGXによる道内各地域の経済活性化の両立によりまして、産業の競争力強化はもとより、稼げる地方創生を実現していきたいと考えてございます。

続きまして、72ページ目を御覧ください。

ここからは区域計画への認定申請を行う事業について御説明いたします。

最初に、銀行脱炭素関連事業促進出資事業についてでございます。この事業は、銀行がGX業務を営む会社へ出資する際の規制を緩和することによりまして、迅速な出資判断や、銀行のネットワークを生かして地域を巻き込んだ取組が可能となり、北海道のGX推進を後押しするものと承知してございます。

本事業は、Team Sapporo-Hokkaidoの構成員でもございます北洋銀行様、北海道銀行様が手を挙げてくださったものでございまして、是非地域に根づいた銀行として、北海道のGXの推進に貢献していただきたいと考えているところでございます。

続きまして、73ページ目を御覧ください。

法務省所管の行政手続を英語対応にできるようにするものでございまして、本件につきましては、後ほど札幌市の秋元市長から御説明をいただきます。

続きまして、74ページ目を御覧ください。

最後に、雇用労働相談センターの設置についてでございます。主に外国企業やスタートアップ企業を対象とした労働問題に関する相談窓口を、令和7年7月を目途に国が札幌市内に設置されるものと承知してございます。北海道といたしましても、有効に活用いただけるよう、連携してまいりたいと考えてございます。

北海道からの説明は以上でございます。

○水野参事官 続きまして、北洋銀行、安田会長、お願いいたします。

○安田会長 ありがとうございます。北洋銀行の安田でございます。

まずもって今回の区域会議の開催に当たりまして、多くの関係者の皆様の御尽力を賜りましたこと、御礼申し上げます。

北海道・札幌市の「GX金融・資産運用特区」の決定を受けまして、Team Sapporo-Hokkaidoの一員であります私ども北洋銀行は、地元金融機関として、洋上風力発電事業者やデータセンター建設資金に対するファイナンス支援を含め、これまで様々な金融ソリューションに取り組んでまいりました。

引き続き、北海道・札幌市を始めとしたTeam Sapporo-Hokkaidoの皆様としっかり連携をいたしまして、ファイナンスに加え出資などによりオール北海道での地域経済の活性化に貢献してまいり所存でございます。

以上です。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、北海道銀行、兼間頭取、お願いいたします。

○兼間代表取締役頭取 北海道銀行の兼間でございます。

北海道・札幌市が「GX金融・資産運用特区」として決定される運びとなり、多くの関係者の皆様方の御尽力を賜り、お礼を申し上げたいと思います。

北海道銀行は、この出資規制の緩和を通じて、地域におけるGXの取組をより一層進めてまいります。

北海道の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かし、エネルギー供給基地として、我が国のGX推進に貢献してまいります。こうした取組がまさに地方創生につながると考えておりまして、地元金融機関としてしっかり進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、札幌市、秋元市長、お願いいたします。

○秋元市長 札幌市長の秋元です。

行政手続の英語対応について御説明を申し上げたいと思います。資料の73ページを御覧いただきたいと思います。

現状、海外企業が日本に進出する場合に、定款認証でありますとか、法人設立登記を日本語で申請しなければならず、海外企業にとってハードルとなっております。

今後、札幌市内に拠点をつくる海外企業につきましては、法務省から提供いただく支援ツール、これを活用することで英語での申請が可能となりますことから、海外企業の新規参入の促進につなげてまいります。これら英語による申請手続は、札幌海外企業受入ワン

ストップ窓口で対応予定であります。

ここで特区の取組の一環であります、札幌海外企業受入ワンストップ窓口について、少し御紹介をさせていただきます。

この窓口は、今年の10月に札幌市内にオープンいたしまして、これまでに欧州、北米、アジアの50社以上の企業から相談を受け付けております。単に受動的に相談を受けるだけでなく、札幌のビジネス環境や主要産業などの情報発信も行い、札幌への企業活動にも誘致活動にも取り組むということが特徴であります。

先日もドイツのミュンヘン市で開催をされました展示会で、窓口の専門家が誘致活動を行ったところであります。また、ビジネスマッチングにも力を入れておりまして、海外企業に対して、札幌市内の企業との協業支援や視察のアレンジ等も行っております。

このほか、銀行口座開設など様々な手続において、英語の翻訳、通訳を含めた同行支援にも対応しており、今後、特区の規制改革における国の行政手続の英語対応と併せ、海外企業が札幌でビジネスをするに当たって、幅広いサポートを行ってまいります。

私からは以上であります。

○水野参事官 ありがとうございます。

続きまして、本区域計画案につきまして事務局から説明いたします。

○安楽岡審議官 76ページ、資料13-3別紙を御参照ください。

北海道も具体的な区域計画について、区域会議として初めて総理大臣認定の申請をする案となります。

1と3は省略いたします。

2、特定事業には、先ほど北海道、札幌市や事業者から御説明のあった銀行の出資規定の緩和、それから会社設立手続の英語対応を位置付けます。

銀行の出資規制の緩和は、北海道からの御提案を踏まえて、先月、内閣府令を制定したもので、北海道が全国初の活用区域となり、北洋銀行、北海道銀行の活用が予定されています。

4には、雇用労働相談センターの設置を見込みます。

以上です。

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、自由討議に移ります。

御質問等ございます方は、挙手をお願いいただければと存じます。

それでは、中川委員、落合委員、お願いいたします。

○中川議員 御説明ありがとうございます。

すみません、札幌市様に御質問させていただきます。

今回、行政手続の英語対応で、ほかの金融・資産運用特区につきましては、従来、こう

いったワンストップ窓口を開設していたものにプラスアルファで、こういった規制改革を追加するというものでございます。

札幌市様におかれましては、そもそもワンストップセンターの開設を10月からやるということで、1からの出発のような大変な御努力をされていることに感謝申し上げます。

それで、基本的には、今回、法務省提供の作成支援ツールを使うということでございますけれども、例えば、そのツールにおきましては、なかなか細かいニュアンスなどにつきまして、非常に正確な翻訳ができないところもありまして、東京都などにおきまして、ワンストップセンターで人的なサポートの用意もあると伺っております。

札幌市様におかれましても、こういったワンストップセンターにおかれまして、こういった人的なサポートの準備なども進めていただいているのでしょうかという御質問をさせていただきます。

○水野参事官 落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今回、認定申請の中で、北洋銀行様と北海道銀行様が、GX関連業務に関する出資規制の緩和を利用されるということです。どういう事業者が入ってこられるのかという部分は、北海道、札幌で実施されるテーマに共通する論点であったと思いますが、それを一つ進めていただいたと思っております。また、金融規制の関係では、特区で初めて本格的に金融規制の特例を実現されて、実際に実施に至ろうとしているということで、こういった金融規制の関係では、十分既に成果を残されている側面もあるように持っております。

ただ一方で、北海道で考えられているプロジェクトというのは、69ページにもございますが、金融だけではなくて、そもそもGX全般にわたるような広範なプロジェクトになっているように思っております。そうしますと、元々GX金融コンソーシアム、Team Sapporo-hokkaidoという中では、従来から北洋銀行様、北海道銀行様は入られていて、産業界の顔も見えるような形になっていたと思っております。

一方で、こういったGX産業全般や、都市の整備などについて、民間企業との連携をさらに強めていっていただいて、これまで官がかなり頑張っていてリードしていただいたのではないかと印象もありますので、こういったところを今後さらに整備して行かれると、実際の事業の進展や、規制改革提案につながってくるのではないかと思いますので、こういったところをどうお考えになられているか、お聞きしたいと思いました。

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加いただいています、安念委員、お願いいたします。

○安念委員 中央大学の安念と申します。色々御説明いただいてありがとうございました。北海道庁さんに伺いたいと存じます。

いつも同じような取越し苦勞をされていて、誠に申し訳ないのですが、今日の区域計画そ

のものではない話になるかもしれませんが、やはり電力のことが大変楽しみであると同時に心配です。ラピダスも本格操業は27年から始まると言っているし、それから、道央を中心としてデータセンターの立地計画も、もう二、三にとどまらないと聞いております。

要するに、電気爆食い産業が北海道にどんどん立地するという状況です。御案内のように、では、電源のほうはどうかと言いますと、北電の泊3号は、大分進捗しましたけれども、しかし、これから防潮堤をつくろうという話ですね。泊3号以外に大きな電源が近い将来に運開するという見込みもありません。

そうした場合、道庁さんとして、本当に電気が足りるのだろうか、道内だけで供給が間に合わない場合、どういう手当をすればいいかということについて、現段階で何かお考えがあれば、教えていただければ幸いです。

以上です。

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、まず、最初に北海道の横山局長、続きまして、札幌市の秋元市長といただければと思いますが、まず、それでは、横山局長、お願いいたします。

○横山局長 北海道でございます。

まず、落合委員から民間を巻き込んで連携を強めて、さらに特区を進めていってはどういう御指摘をいただいたと思います。私どもの考えも同じでございます。

このため、金融・資産運用特区の指定から、北海道は広うございまして14の地域に分かれていますのですが、それぞれの地域ごとに、市町村あるいは地域の事業者の方を対象とした説明会を開催してございます。

その中でも、もう少し詳しい話を聞きたいという話もございましたし、具体的な活用に向けた御質問をいただいております。そういった地域の声に丁寧に対応する中で、特区を進めていくということと併せまして、Team Sapporo-hokkaido、本日御参加の北洋銀行様、北海道銀行様と連携しまして、事業者の皆様へのヒアリングをさらに進めて深掘りしているところでございます。

こうした対応を踏まえて、次の区域会議以降にも、新たな御提案をさせていただく中で、特区のほうの活用をさらに進めてまいりたいと考えてございます。

また、安念委員から御指摘いただきました電源の問題でございます。まず、GX等の観点ということでございますと、現在、北海道の沿岸では、五つの区域で洋上風力発電の有望区域を抱えてございます。

その中で、今年、松前沖の区域が約32万キロワットでございますけれども、協議会の意見集約が終わったところでございまして、ほかの四つの区域についても、地域との調整を進めてございます。

これらの5区域を合計して3.5ギガワットの発電容量が見込まれているところでございます。こうした安定した再エネ電力の供給が期待される洋上風力のプロジェクトを進めることは、もちろんでございますけれども、既存の陸上風力あるいはその他の再エネ発電をしっかりと需要地につなげるための、北海道地域内の連系線の整備につきましても、国に対して必要性というのを訴えているところでございます。そうした地域内の連系線の整備あるいは再エネの開発、こういったものを、まずは北海道としては、今、しっかりと進めているところでございまして、もちろんラピダスあるいはデータセンターの事業者様とは、日頃から対応して、エネルギー供給の面も含めてでございますけれども、人材も含めて、こうした皆様の事業活動が円滑に進むよう、北海道としては対応しているところでございます。

以上でございます。

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、続きまして、札幌市の秋元市長、お願いいたします。

○秋元市長 それでは、札幌市のほうから説明をさせていただきます。中川委員から御質問のありました、ワンストップサービス窓口においての人的な支援もあるのかという御質問でございます。

司法書士などの専門家のチームをつくっておきまして、御質問にございましたように、御相談プラス人的な色々な支援ということも想定してございます。

具体的には、当初はメール等での問い合わせが多いという状況でありますので、メール等での問い合わせにお答えをしておりますけれども、そこから深掘りして、色々な形の支援ということも想定させていただいております。

以上です。

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、大変恐縮ではございますが、時間の関係上、自由討議はここまでとさせていただきます。活発な御審議をありがとうございました。

それでは、今、御審議いただきました区域計画案でございますが、本日、この区域会議で決定し、総理認定に向けた手続を進めたく存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○水野参事官 ありがとうございます。

以上で、北海道のパートは終了させていただきます。

それでは、最後になりますけれども、伊東大臣より御挨拶のほうを頂戴いたしたいと存じます。お願いいたします。

○伊東大臣 各自治体、事業者や民間有識者の皆様方、本日は、熱心な御審議を誠にありがとうございました。

私、選挙区、出身が北海道でありますので、最後のほうは北海道の話聞かせていただきまして、大変うれしく思ったところであります。「GX金融・資産運用特区」ということで、これから成長が期待されるところでもあります。

また、御提案で、今日いただきました新しい規制・制度改革の提案、東京都から一つ、福岡市から二つ、仙台市から二つ御提案をいただいたところであります、ありがとうございます。事務局としても、できるだけ早期に結果につながるよう、必要な対応を進めてまいりたいと思う次第であります。

お忙しい中、本当に熱心な御討議をありがとうございました。

○水野参事官 ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の合同区域会議を終了いたします。

ありがとうございました。